

青年部会規約

(名 称)

第1条 この部会は、公益社団法人豊田法人会青年部会（以下「本部会」という。）と称し、事務所は公益社団法人豊田法人会（以下「本会」という。）の事務局内に置く。

(目的及び事業)

第2条 本部会は、税務に関する理解を深め、経営の向上に資するための研究と会員の相互啓発を図ることを目的として、これに必要な事業を行い、併せて本会の事業目的に対して、積極的に協力するものとする。

(会 員)

第3条 本部会の会員は、本会会員の事業所に所属し、本部会の目的及び事業に賛同する者のうち、年齢50歳未満の者とする。
ただし、役員の間任期中はこの限りでない。

(資格の喪失)

第4条 本部会の会員は、次の各号に該当する場合には、会員の資格を失う。
1) 会員の事業所が、本会会員でなくなったとき。
2) 会員が、3年度以内に2年度分の会費の納入を怠ったとき。
3) 会員より退会の申出があったとき。

(役員の種類)

第5条 本部会に、次の役員を置く。

一 理 事	25名以内
うち 部 会 長	1名
副部会長	7名以内
理 事	17名以内
二 監 事	3名以内

(役員を選任)

第6条 理事及び監事は総会において、会員のうちからこれを選任する。
2 部会長は理事の互選により選出し、副部会長は理事のうちから部会長が選任する。

(役員職務)

第7条 役員は、本会の担当副会長と共に、本部会の運営を協議執行する。
2 部会長は、本部会を代表し、会務を総理する。

- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、共同してその職務を代行する。
- 4 理事は、副部会長と共に部会長の命によって、本部会の業務を分掌する。

(役員任期)

- 第8条 役員任期は、就任後第2回目の定時総会終了の時までとする。
- 2 増員又は補欠のために選任された役員任期は、前項の規定にかかわらずそれぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(相談役及び顧問)

- 第9条 本部会には、相談役1名及び顧問を若干名置くことができる。
- 2 相談役及び顧問は、理事会の推薦により部会長がこれを委嘱する。

(会議)

- 第10条 会議は総会・理事会及び正副部会長会議とし、部会長がこれを招集する。
- 2 総会を分けて、定時総会と臨時総会とし、定時総会は毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に開催するほか、臨時総会は部会長が必要と認めたときに開催する。
 - 3 理事会は、部会長が必要と認めたとき開催し、本部会の運営について審議する。
 - 4 正副部会長会議は、正副部会長で構成し、年2回以上開催する。
 - 5 会議については、総会は全会員、理事会は全理事、正副部会長会議は構成員のそれぞれ2分の1以上の出席（委任状を含む。）をもって成立する。
 - 6 監事・相談役及び顧問は、理事会及び正副部会長会議に出席し、意見を述べることができる。
 - 7 会議の議長は、部会長をもってこれに当て、会議の出席者の過半数をもって可決する。

(会計)

- 第11条 本部会の経費は、別に定める部会費及び本会の事業費予算によることとするが、理事会の決議により必要と認めたときは、臨時会費を徴収することができる。
- 2 本部会の会計年度は、毎年4月に始まり、翌年3月31日までとする。

(規約の変更)

- 第12条 この規約は、総会の決議を経て、本会理事会の承認を得て変更することができる。

(雑 則)

第13条 本部会の運営に関して、この規約に定めのない事項に関しては、本会定款の趣旨に則り、理事会の決議によって決定する。

附 則

この規程は、平成6年6月1日より施行する。

附 則

この規程の改正規定は平成11年4月21日から施行する。(平成11年4月21日理事会決議)

ただし、昭和28年4月2日から昭和29年4月1日の間に出生した者には、第3条の改正後の規程を適用する。

附 則

この規約の改正規定は平成16年4月1日から施行する。《本会理事会承認の日(平成16年1月29日)》

ただし、第8条(役員任期)第1項の規定を適用するに当って、第1回定時総会で承認された役員については、本会役員任期(改選年度)と合わせるため、就任後第1回目の定時総会終了の時までとする。